

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷(十二第

行發日一月二年四和昭

論叢

犬 稅 論 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年に於ける大阪爲替會社 經濟學士 菅野和太郎

リカアドウの恐慌論 經濟學士 谷口 吉彦

時論

我國の國富及び國民所得を論ず 經濟學博士 沙見 三郎

說苑

經濟政策學に於ける超越的目標に就いて 經濟學士 藤田 敬三

豫算に依る企業の統制 經濟學士 大塚 一郎

雜錄

獨逸に於ける中央地方稅の發達 經濟學士 中川與之助

美濃稻津村小里の割山制度 經濟學士 井 篁 弁

美濃稻津村小里の割山制度

井 窠 弁

一 はしがき

地割制度は、土地を一定期間毎に、適當に分割して、村民に其各部分を割り當て、其年限の來る毎に全部の割替をなすものである。¹⁾現時此の制度の殘存してゐるものゝ中には、明治年代に入つてから始められたるもの、例へば美濃名森村の地割制度の如きものもなきにはあらざるも、多くは徳川時代以來存続した慣行に依るものゝ如くである。而して此の制度の例として、從來研究せられたるものは、多くは耕地に關する

ものであつたが、山地につきても、この慣行は行はれたるものゝ如く、越前の國にて「山わけ」と稱して、山地の割替が行はれてゐた事が明らかである。²⁾以下述べんとする岐阜縣土岐郡稻津村小里に現行の割山制度も、この山地に關する地割制度の一例である。夫は稻津の部落の一たる小里區の區有山林の分割貸付の制であつて、舊時の慣行の存続せるものを、明治三十九年に成文化してその規程に基きて今日に及べるものである。以下該規定及び、郷人の言傳へ等を基として之を述べよう。

二 現行割山制度

岐阜縣土岐郡稻津村小里は、明治二十三年迄は、小里村と稱したる所であつて、其當時小里村有として、村内各所に所有されたる山林は、隣村萩原村と併合して稻津村を構成して、其一區たるに至つた後も、小里區有山林として存続され、從來の慣行のまゝ、區内居住者全部に平等に分割して、使用せしめて來たが、明

1) 本庄博士著近世農村問題史論二〇七頁
2) 經濟論叢第二十三卷第六號所載本庄博士論文
3) 經濟論叢第五卷第四號所載牧野信之助氏論文

治三十九年四月に至つて、小里區々有山林保護規程及び小里區々有山林貸付方法が規定され、之に依て貸付の方法が行はるゝに至つた。此の山林を里人は、割山、使用山、ハラ山若しくは受(請)山と呼ぶ。

現今小里區區有山林は之を分つて、區立山、特別貸付山及び普通貸付山の三種となしてゐる。區立山と云ふのは區に於て造林すべき山林を云ひ、特別貸付山と云ふは、明治三十九年に規程の設けらるゝ以前から、陶土採掘場又は鳥屋場として、個人に貸付けられたる山林及び特別の使用料を徴して貸付けられたる山林を云ふのであつて、以上の外の山林を普通貸付山と云ひ、此の普通貸付山が舊來の慣行の存續されて居るものである。

普通貸付山の貸付を受くべき権利者は、規程實施の當時、現に區内に本籍を有し、一戸を構ふるものに限られ、その配分の單位は戸である。小里區内は更に十一組に分たれてゐるのであつて、普通貸付山借受人は、各組毎に、連帶責任を負ひ、連帶借受證書を財産管理

者(村長之に當る)へ提出し置く事となつてゐる。若し借受人が區外に轉住し、又は廢絶家したる時は、借受の權利は自然消滅となし、其山林は當該貸付期限内、連帶人に於て引受くる定めとなつてゐる。而して之が貸付は各組より、二名づゝの委員を選出し、該委員の協議決定により、規程に基きて、之を行ふ事となつてゐる。其期限は現規程にては三十年を以て、一期となし、其面積は必ずしも一定ではなく、地味によりて平等ならしめる事としてゐる。使用料は毎戸一ヶ年玄米三升を納める定めである。

現行規程は、極く簡單なるものであつて、大約上述した所によつて盡きてゐる。以下明治三十九年該規程實施の際における當事者に就きて知り得たる配分方法につきて述べん。

區有山林中割山とすべき部分は、其の地味によりて、之を甲、乙の兩部に分ち、甲は地味良好にして、肥料用雜草を採取するに適する山林であつて、里人は之を「草刈場」と稱してゐる。乙は「立山」と呼び、長期

に亘つて、樹木を生育せしむべき山地である。各権利者は此等二種の山地の一部分宛を分配さるゝのであるが、之が配分に當りては、前述の規程に基きて、各組より選出されたる委員の協議により、甲乙兩種の山地に就きて、更に地味の肥瘦に依りて、比例的に呼當りの點數を附し、其總點數を、権利者全部に平等に分割するのである。之を分割するには、先づ各組の希望を斟酌し、及其組より山地への便否を參考して、抽籤に依て、各組へ該組内の権利者數に相當する點數を有する、字番の山地を配分する。斯くの如くして全區有林を十一組に分ちたる後、各組に於て矢張り點數によりて各戸へ割り當てるのである。

此の場合、各戸が平等なる點數の山林を得べきことを原則とするも、此の點に就いては比較的融通の利く方法を採り、例へば、特に坪數に於ては少くも、甲地の肥沃なるをのみ欲するもの、又は肥料用の草を要せざるものにして、乙地のみを欲するものの如きがある場合には、事情の許す限り、之を得せしめて、其殘餘

の地域につき、略平等なるべき區割を立てて、之を殘餘の権利者に抽籤せしめ、以つて各戸の受くべき山林の決定をなすのである。

斯くの如くして、配分を受けたる山林の生産物の使用處分は、各権利者の隨意であるが、その権利地の處分は許されないのである。又故なくして濫りに權利地を返還せんとする者に對しては、爾後割山を受くべき權利を失はしむる事としてゐる。使用料の滯納は連帶人一同の責任となるのである。

以上述ぶるが如く、此の區有山林の分配は良惡兩種の土地を組合せるのみでなく、尙その各々に就いて點數によりて、定められたる實際の収益に就いて差等無き各種の面積を分配するものであつて、比較的複雑なる分割方法に依るものである。

斯くの如き規程に基き、かゝる方法に依て、分割の行はれたる、最近の割替は、該規程の設けられたる明治三十九年五月より着手して、同年十月二十八日に至つて決定されたものであつて、其時の権利者は三百

九人、其地域は次の如くである。

字番	面積	字番	面積
象ヶ平	六六七・一八	高平	一六〇・三
一三ノ一	九三・一四	中根	六六〇・五
同	一九二・五	白坂	六九〇・〇
一六ノ一	五〇・一六	井ノ上	六八二・五
馬道ヶ峯	三〇〇・八	梶田	一七三・一〇
一八ノ一	五一一・〇八	西ヶ洞	四八〇・一〇
同	五二一・二五	立岩	一六四・〇〇
川折	二五六・二〇	榛	一七一・六一五
二八ノ一	一八二・〇〇〇	遠洞	一五〇〇・〇〇
同	一〇二・〇二六	東高路	二〇〇〇・〇〇〇
三二ノ一	一一五・〇一	黒坂	一三二・一一〇
根ノ上	六二二・二二	泰山	八二六・二六
内トキ	一六七〇・九	外沼	二〇九〇・九
五郎ヶ平	一一九二・二	向山	一五七・一四
四三ノ一	八一〇・〇	諏訪	一〇〇〇・〇
四三ノ七	七〇〇・〇	ナギ下	四一・二六
同	一一九二・二	町	一七〇・〇一
カヤノ木	一一九二・二	小松立	一一五・〇〇〇
コギ山	一一九二・二	長峯	九五〇・〇〇
五斗代	四三二・六	四穴見	一六九六・二二
ハサミ石	二九二・〇二	宮ノ洞	一一四・〇二
チゴ岩	九三・一八	合計	二〇四五八・二三
ヨリ上			
下屋			

三 規程施行以前

前にも一言した如く、小里區有山林に關する割山制度は、其起源を徳川時代に求むべきものであるが、今日、舊時代の事情を明らかにすべき、何等の文献をも發見するを得ないので、規程施行以前の事に就きては、専ら口碑に依るの外はない。但し起源については、漠として何ら信すべき云ひ傳へもない。

小里村に於ける割山は、舊來は耕地に割り當てられたるものであつて、耕地の段別に即して其面積も決定せられたと云ふ。之れもと農耕用の肥料を主として山草に仰ぎたる當時に於ては、當然の事であると思ふ。即ち當時にありては割山は地主階級のみに行はれたる割山であつて、小作人階級は只、小作地に附帶して、地主より彼の割山の一部分を借り受け、之より肥料用の雜草、牧草を得、薪炭の料を採るに過ぎなかつた。此の如き状態は明治時代に入りても、尙續行されたのであるが、次第にその不公平が稱へらるゝに至り、里人の所云「割山革命」が行はれ、村有の山林を地主階級のみにて獨占使用することに反對し、小里村が廢されて稻津村の一部落たるに至ると、もに、部落居住者全體に分割するに至つたものである。その分配の

方法は前述現行の方法と大體同様なりしものゝ如くである。明治二十四年四月の左の證書を見るに曰く、

一 借受段別 幾許

一 借地米 幾許

右甲(乙)山林明治二十四年四月より同四拾四年(五拾四年)三月三十一日迄滿二十ヶ年間定額借地米幾許宛毎年十一月廿五日限無相違相納可申候若一聊たりとも不納に及候節は連借之者より辨償可致候爲後日連署證書依而如件

明治二十四年四月

小里區山林借地主

(組内全部署名)

稻津村長工藤鐵太郎殿

右の借地米は甲地乙地共一人一升宛である。之は現行制度の毎戸三升なるに比して一升づゝ少なかつた事を示す。又甲地の年限と乙地の年限との間に十年間の開きのある點も、現行制度の兩地共に三十年間なるに比して、相違してゐる點である。尙當時は十一組の外に、寄留者及別居人を一組に纏めて、都合十二組に分つてゐる。此等以外の點に於ては現行の方法と同様な方法が行はれてゐたと云ふ。

次に當時各組の借り受けたる段別及人數を示せば左の如くである。

甲山林

乙山林

人員

十町二十歩 十五町四段二畝十三歩 二十二町九段一畝二十三歩 二十一町三段五畝三歩 二十七

十二町七段六畝二十七歩 二十町一段十七歩 二十六町十五町九段三畝十一歩 二十三町四段五畝歩 二十八不明 十七町六段九畝三歩 二十三

八町九段五畝十七歩 十四町六段一畝二十一歩 十九

十三町三段三畝九歩 十九町〇七畝二十一歩 二十七

十五町九段五畝二十五歩 十九町六段一畝二十一歩 二十八

十一町二段四畝二十四歩 十七町四段六畝八歩 二十五

七町四段三畝九歩 十一町二段二畝二十一歩 十六

十二町八段六畝二十一歩 二十一町三段七畝三歩 二十七

十二町九段一畝二十歩 十五町三段一畝十六歩 二十二

次に、明治二十四年割替の際の年限が乙地に就きては、三十ヶ年、甲地につきては、二十ヶ年となつてゐるにも拘らず、未だ、その期限の到來せざるに、明治三十九年に成文の規程を設け四十年一月より、全部の割替を行つた理由に就きては、年限に至らざる内に、割替ふる時は山林に造られたる樹木等の關係から、大約從來と大差なき分割にて、各人の満足を得るの便ありし爲めなりと云はれてゐるが、思ふに年限の近くとも山地よりの掠奪が行はれ、荒廢せしめらるゝ恐れありし爲めに、年限の滿たざるに先んじて急遽規程を設けて一新せんとしたる事も重なる理由の一つではなからうかと思ふ。